

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 手数料の額の設定

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、輸出抹消仮登録の申請等に係る手数料の額を定めること。

(表第二号、第四号、第五号及び第十五号関係)

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

(表第八号、第十号及び第十三号関係)

第三 施行期日

この政令は、平成十七年一月一日から施行することとする。

(附則関係)